

鳥取県告示第四百三十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年七月二十八日から用途廃止した。

昭和四十一年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積	用 途
	平方メートル	
鳥取市湖山町字白浜三八〇番五地先から三八四番三地先まで	三九二・八〇	道路敷
〃 三八六〇番二地先から三八五番一地先まで	一五〇・〇〇	〃
〃 三八五番一五地先まで	三〇〇・〇〇	〃
鳥取市西品治字新白下井後一〇五番二地先	三八・八九	水路敷
〃 一〇六番地先	九六・五二	道路敷
鳥取市上味野三四五番二地先	一七・一七	〃
鳥取市叶字下土居二六一番地先	一〇八・六九	〃

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可
 発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県
 【定価一冊二百円(送料を含む)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日に当
 たるときは、翌
 日の翌日)

◇告 示 臨時県議会に付議する事件の追加

告 示

鳥取県告示第四百三十一号

昭和四十一年八月十二日付け鳥取県告示第四百二十七号中議会に付議する事件に次の事件を追加する。

昭和四十一年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 専決処分について
- (1) 昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算
 - (2) 財産の処分について(鳥取大学移転跡の土地、建物、立木及び工作物)